

平成 18 事務年度主要行等向け監督方針について

「平成 18 事務年度主要行等向け監督方針」の位置付け

主要行等を取り巻く情勢の変化

- 法律改正及び施行
 - ・改正銀行法による銀行代理業制度の導入（本年 4 月）
 - ・改正銀行法及び金融商品取引法による顧客保護規定の充実・強化
- 「情報セキュリティに関する検討会」の実施（本年 3 月～6 月）など金融犯罪防止に向けた対策の強化等のための取組み
- 日本銀行によるゼロ金利政策の解除などの金融環境の変化
- 平成 19 年 3 月期からのバーゼルⅡ（新しい自己資本比率規制）の実施

監督方針策定の位置付け

- 主要行等向けの総合的な監督指針の策定
主要行向けの監督事務に関し、以下のものを体系的に整理
 - ① 基本的考え方
 - ② 監督上の評価項目
 - ③ 事務処理上の留意点
- 監督方針の策定
主要行等を取り巻く情勢の変化を踏まえて、引き続き検査部局と連携しつつ、下記の 3 点を重点事項として、引き続き厳正で実効性のある監督行政を効率的に遂行する。

重点事項

1. 利用者保護ルールの徹底と利便性の向上

主要行等は、取扱金融商品の多様化やフィージネスの拡大など、様々な取組みを行っている。このような取組みの中で利用者保護や顧客の利便性が軽視されないことがないよう、以下の点を重点的に監督する。

- (1) 説明態勢及び相談・苦情処理機能の充実・強化
- (2) 金融犯罪防止等に向けた対策の強化・徹底
- (3) システムリスク管理態勢の適切性の確保
- (4) 業務運営における独占禁止法等の関係法令等遵守の徹底
- (5) 借り手のニーズに対応した審査・融資管理態勢の整備
- (6) 銀行代理業者の適切な業務運営の確保
- (7) 仕組債等の組成・販売に係る業務の適切性の確保

※ 監督に当たっては、金融サービス利用者相談室等からの情報を積極的に活用する。

2. リスク管理の高度化等

金融機関の自主的・持続的取組みにより、金融機関の財務の健全性が確保されるためには、適切なリスク管理が行われることが重要である。このため、バーゼルⅡの実施に向けた取組みや主要行等の業務の拡大に伴うリスクの多様化に対応した、リスク管理の高度化のための取組みが行われているかについて、以下の点を重点的に監督する。

- (1) バーゼルⅡへの対応
 - ① 最低所要自己資本比率の算出
 - ② 金融機関の自己管理と監督上の検証
 - ③ 市場規律の活用
- (2) 運用資産の多様化等によるリスクの多様化への対応
- (3) 自己資本の質の向上

3. 金融の国際化等への対応

金融の国際化等に対応して、主要行等においては、コングロマリット化や海外業務の拡大が進展している。このような取組みは収益の拡大につながる一方で、本部の目が十分に届かなくなる恐れがあり、適切な業務管理が行われているかについて、以下の点を重点的に監督する。

- (1) 金融コングロマリットに対する監督
- (2) 海外業務に係る業務管理